

平成27年(ワ)第570号 マイナンバー離脱等請求訴訟

原告 坊 真彦 外49名

被告 国

## 準備書面13

(マイナンバー法19条14号と施行令の憲法上の問題)

令和元年(2019年)9月10日

金沢地方裁判所民事部合議A係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 岩 淵 正 明 外



### 第1 はじめに

本書面では、實原隆志教授の意見書「マイナンバー制度と『自己情報コントロール権』(特に、「3. マイナンバー法19条14号と施行令の憲法上の問題」)(甲35)に基づき、マイナンバー法施行令26条・別表各号が、マイナンバー法19条14号による委任の範囲を超え、憲法13条、憲法41条に違反すること(下記「第2」)、仮に、マイナンバー法施行令26条・別表各号がマイナンバー法19条14号による委任の範囲を超えないとしても、マイナンバー法19条14号自体が、憲法13条、憲法41条に違反すること(下記「第3」)などを主張する。

第2 マイナンバー法施行令26条・別表各号は、マイナンバー法19条14号による委任の範囲を超え、憲法13条、憲法41条に違反すること

- 1 マイナンバー法では、19条が特定個人情報の提供を原則的に禁止し、その例外を1号以下で列挙することで、特定個人情報が提供されてもよい場面を限定している。もっとも、同法19条14号では、末尾に「その他政令で定める公益上の必要があるとき」とのみ述べる規定を置いているため、例外要件が極めて不明確になっている。

このような規定が、マイナンバー制度において扱われる情報や、個人情報を提供する場面・機関を明確に規定していると言えるかが問題となり、個人情報の収集等を「みだり」に行わせない、つまり、それを合理的な範囲にとどめるものとなりうるかも検討されなければならない。また、どのようにして個人情報が収集等されているかが法律では明確に決定されていないのであれば、本人に「萎縮効果」を生じさせるものともなりえる。

さらに、憲法41条は国会を国の唯一の立法機関としているのであり、そのこととの関係で、マイナンバー法19条14号と憲法41条の関係について詳しく検討することも必要である。(甲35:「3.」頭書き、12頁)

- 2 そもそも、憲法41条が、国会を「国の唯一の立法機関」としていることの意味は、実質的な意味での法律を作ることができるのが国会だけであること(国会中心立法の原則)と、立法手続に関与できるのが国会だけであること(国会単独立法の原則)であると解されている。

そのうち、マイナンバー法19条14号は「国会中心立法の原則」との関係で問題となり、マイナンバー制度における重要な部分の立法が、国会自身によって行われていると言えるかが問題となる。

そして、制定される法規範の内容の決定を国会が全く行わず、すべて行政機関に委ねること(白紙委任)は、憲法41条に反するとされ、また、法律は重要な部分について規定していても、法律によって委任された範囲を超える内容を含む命令は違法となるとされている。

この点、法律による委任を受けて制定された命令の合法性は、最高裁においても近年、しばしば扱われている。児童扶養手当法と児童扶養手当法施行令の関係が問題となった最一小判平成14年1月31日(民集56巻1号246頁)では、児童扶養手当法施行令1条の2にある「母が婚姻によらないで懐胎した児童(父から認知された児童を除く)」の括弧書き部分を違法・無効とした。また、一部の医薬品をインターネット上で販売することを禁止する薬事法施行規則の問題を扱った最二小判平成25年1月11日(民集67巻1号1頁)では、当該施行規則は薬事法の委任の範囲を逸脱しており、違法・無効であるとした。

以上のように、最高裁の近年の判例には法律によって委任されている範囲を命令が超えていると判断するものがみられる。そのため、マイナンバー法19条14号との関係でも、この法律による政令への委任が個別具体的なものとなっているか、また、この規定を受けて制定された政令の内容がマイナンバー法19条14号によって委任されている範囲を超えていないか、などが、主に憲法41条の観点でも慎重に検討されなければならない。(甲35「3.」「(1)」:12~14頁)

### 3 マイナンバー法19条14号とマイナンバー法施行令26条・別表の関係

マイナンバー法19条14号が政令に委任した内容を具体化しているのが施行令26条である。そして、施行令26条・別表3において特定個人情報を提供して良い場合が列挙されている。

以下において、委任立法との関係が問題となる各号の法的な問題について述べる。

#### (1) 「租税に関する法律の規定に基づく犯則事件の調査」が行われるときと施行令26条・別表8号

ア マイナンバー法19条14号は、犯則調査のための特定個人情報の提供を認めている。そして、同号の規定する「その他政令で定める公益上の必要があるとき」の一つとして、施行令26条・別表8号は、租税に関する

法律等による質問、検査、提示もしくは提出の求めまたは協力の要請が行われるときを挙げている。内閣府の説明では、同8号は「租税に関する法律の規定による質問、検査等を行う際に、納税者等が保有している個人番号が記載された税務関係書類など（特定個人情報）の確認等を行う場合があることから」設けられたものとされている。（甲35「3.」「(2)」「①」第1段落：14頁）

イ マイナンバー法の挙げる「犯則事件の調査」と施行令の挙げる税務調査は法的に同質であるといえるか。

確かに、両者を比較してみると、マイナンバー法の挙げる犯則調査と施行令の挙げる税務調査は、租税が関係しているという点で関連性の強いもののようにも見える。

しかし、これまでの日本の判例では、犯則調査と税務調査は異なる性格をもつとされている。名古屋高判昭和50年8月28日（税資93号1198頁）では、法人税法153条ないし155条による質問・検査や「各種税法上において規定されている質問検査権」は「法所定の租税の賦課、徴収を適正ならしめるために納税義務者等に対しなされる純然たる行政手続」であるとし、これに対して犯則調査はこれらの「法所定の調査の場合と全くその目的性格を異にする」とされている（最二小判昭和51年7月9日（裁判集（刑事）201号137頁）もこれを確認している。）。

そして、その後も、松山地判平成13年11月22日（判タ1121号264頁）では、「税務調査は、租税の公平かつ確実な賦課徴収という行政目的をもって、課税要件事実を認定し、課税処分を行うために認められた純然たる行政手続である」のに対して、「犯則調査は、犯則事件の証憑を収集して、犯則事実の有無や犯則者を確定するために認められ、犯則事実が存在すれば、告発を経て刑事手続に移行する手続であり、「両者はその目的、手続等を異にするものである」との説明がなされている。

そのため、犯則調査と税務調査は異なる性質を有するとの認識の下で、施行令26条・別表8号がマイナンバー法19条14号の委任の範囲内と言えるかが検討されなければならない。(甲35「3.」「(2)」「①」第2段落：14～15頁)

ウ 施行令(案)に対するパブリックコメントにおいても既に指摘されているように、平成24年(2012年)の第180回国会に提出された旧法案では、特定個人情報の提供禁止の例外の一つとして「租税に関する法律の規定に基づく犯則事件の調査若しくは租税に関する調査」を挙げていた(当時の17条11号)。しかし、この法案が廃案になったのち、現在の法律には、旧法案にはあった「若しくは租税に関する調査」の部分が削除されている。

ただ、それをもって、特定個人情報の提供が可能な場面から税務調査を排除する明確な意図を立法者が有していたと断言することは必ずしも妥当ではないだろう。

租税分野での特定個人情報の提供全体(犯則事件の調査+租税に関する調査)のうち、前者だけを法定する一方で、後者については立法者では決定せず、政令制定者に委ねたということも考えられるからである。

そこで、以下では、法律が犯則調査だけを挙げているのは租税法の分野における特定個人情報の提供をそれに限定する趣旨によるのか、もしくは、それは最低限認められる場合を挙げたにすぎず、その他の調査に際しての特定個人情報の提供の可否の決定は政令に委ねられたと考えるべきかを検討する。

マイナンバー法において、本人による特定個人情報の提供も原則禁止となっているのは、「特定個人情報は個人番号を含むものであり」「より厳格に第三者提供を制限しなければ、不正なデータマッチングが行われる蓋然性が高い」ためであるとされており、特定個人情報のこうした高度なプラ

イバシー性も考慮しながら検討する。(甲35「3.」「(2)」「①」第3, 4  
段落: 15頁)

エ まず、犯則事件の調査においては、裁判所の発行する許可状により臨検  
等を行うことができる場合があり(国税通則法132条)、必要があるとき  
には警察官の援助を求めることもできる(国税通則法141条)。

しかし、税務調査では、当該職員の質問に対して答弁をしなかった場合  
に刑罰が予定されているにすぎず(例: 国税通則法128条)、調査自体の  
強制までは認められていない。

犯則調査と税務調査との間に、強制力の点でこのような差異があるなか  
で、裁判所の判断に基づいて行われることがある犯則調査だけを特定個人  
情報の提供が認められる場面として挙げたことは、より強制力が弱く、裁  
判所の関与もないままに行われることを特質とする税務調査の場面では特  
定個人情報の提供を認めないというのがマイナンバー法19条14号の趣  
旨であることを示すものであろう。(甲35「3.」「(2)」「②」第1段落:  
15頁)

オ 税務調査における質問に答えなかった者が刑罰を課される可能性がある  
ことは、別の観点でも法律による委任の趣旨を考える上で参考になる。

税務調査に際して特定個人情報の提供を認めることは、税務調査上の質  
問検査を拒んだ者が処罰されるリスクを生じさせるものになる。施行令  
26条・別表8号に規定されているような形での特定個人情報の提供を立  
法者が容認・想定していたのであれば、税務調査の場面で特定個人情報の  
提供を求められた者がそれを拒めるのかの明記や、それに応じなかった場  
合の罰則に関しても別途、個別の規定がなされなければならないはずであ  
る。

にもかかわらず、条文においては犯則調査の場面だけが挙げられている  
ことは、特定個人情報の提供を犯則調査の場面においてのみ認めるという

のがマイナンバー法19条14号における委任の趣旨であることを推察させる。(甲35「3.」「(2)」「②」第2段落：15～16頁)

カ 加えて、犯則調査と税務調査の間には、それらが行われる頻度という点で大きな違いがある。国税庁が平成29年(2017年)度に査察調査に着手した件数は174件であるのに対して、同年度において行った税務調査の件数は62万3000件であったとされる。

こうした、租税分野での調査において圧倒的な割合を占める税務調査において特定個人情報の提供を認めるかはマイナンバー制度においてきわめて重要な判断であり、この場合にも特定個人情報が提供されると想定されていたのであれば、それを法律の明文で定めていたはずである。

しかし、それが明記されていないことは、特定個人情報の高度なプライバシー性も考慮し、特定個人情報を使ってまで所得を捕捉してよいのは犯則調査を行わなければならないほどに重大な場合に限るという、マイナンバー法19条14号の趣旨の表れであろう。(甲35「3.」「(2)」「②」第3段落：16頁)

キ 以上のとおり、税務調査は裁判所の関与もなく行われるものであることや、税務調査を拒んだ場合の処罰の可否とその要件を定める必要があることを考えると、税務調査の場面でも特定個人情報の提供が認められるのであれば、それを法律に明記していたはずである。

加えて、犯則調査に比べてはるかに頻繁に行われている税務調査の場面で特定個人情報を提供して良いのであれば、特定個人情報が多くの場面で提供されることになり、「みだり」に提供されることにならないかが懸念されるにもかかわらず、このきわめて重要な事項についてもマイナンバー法19条14号は何も定めていない。

そのため、立法者はその判断を政令に委ねたのではなく、旧法案と比較して考えても、特定個人情報を提供できる場面から税務調査を意図的に除

外したと考えるのが合理的であり、だからこそ国会において批判的な指摘がなされなかったのだと考えられる。

「租税に関する調査」を法律の条文から削除し、法律に書かなかった場面での提供を、下位法令であるはずの政令で認めようとしたと考えるのは、以上のような理由から困難である。

施行令26条・別表8号は、特定個人情報を「みだり」に提供することを認めるおそれがあるという点で憲法13条との関係で問題を含んでいるとともに、マイナンバー法によって委任された範囲を超えるものとして違法であり、さらには国会を国の唯一の立法機関と定める憲法41条に反していると考えざるを得ない。(甲35「3.」「(2)」「②」第4段落：16～17頁)

- (2) 「その他政令で定める公益上の必要があるとき」と施行令26条・別表7・9・11・13・15-17・24号

ア さらに、施行令においては破壊活動防止法上の措置との関係でも特定個人情報の提供が認められている(施行令26条・別表9号)。破壊活動防止法の下では、公安調査官が破壊活動防止法による規制に関する必要な調査を行えることがある(破壊活動防止法27条)。

同様に、調査のために必要な際に「検察官又は司法警察員に対して当該規制に係りのある事件に関する書類及び証拠物の閲覧を求めることが可能な場合もある(破壊活動防止法28条1項)。

それゆえ、施行令26条・別表9号によって、特定個人情報が、マイナンバー法の規定では挙げられていない公安調査官等にも提供される可能性があることになる。

しかし、破壊活動防止法上の措置における特定個人情報が個人番号以外にどのような情報を含むものであるのかや、それらの合理的な用途が明らかではないのに加え、破壊活動防止法上の調査において関係機関が特定個



人情報を公安調査官等に提供できるのであれば、本人の知らないうちに公安・警察部門の関係者に自己の情報が提供されることになり、これ自体、本人の行動に萎縮効果をもたらす可能性がある点で、憲法13条に反すると言える。

また、破壊活動防止法上の調査と関係する場面で特定個人情報の提供が認められていることは、マイナンバー法19条14号、さらに、「行政運営の効率化及び行政分野におけるより公正な給付と負担の確保」を目的とする、マイナンバー法による委任の範囲を超えているといえる。

さらに、破壊活動防止法上の調査に際しての特定個人情報の提供は個人情報保護委員会による監督権限規定の適用除外を受ける（マイナンバー法36条と施行令34条）べき場合とは考え難く、また、仮に破壊活動防止法上の調査も特定個人情報の提供事例として想定されていたのであれば国会審議においても検討対象になったはずであるが、これが議論された形跡も見られない。これらのことを考えると、やはりこの場合の特定個人情報の提供はマイナンバー法19条14号の末尾部分では想定されていないものと思われる。（甲35「3.」「(2)」「③」第1,2段落：17頁）

イ 施行令26条・別表に記載されている同種他分野との関係では、このほかにも施行令26条・別表7号によると、「14歳に満たないで刑罰法令に触れる行為をした少年」（少年法3条1項2号）「であると疑うに足りる相当の理由のある者」を警察官が発見した際に事件について調査できる場合があり（少年法6条の2・第1項）、その際に特定個人情報の提供が認められる。

また、施行令26条・別表11号の下では、「外国の要請により、当該外国の刑事事件の捜査に必要な証拠の提供（受刑者証人移送を含む。）をする」場合（国際捜査共助法1条1号）や、「国際刑事警察機構から外国の刑事事

件の捜査について協力の要請を受けたとき」(国際捜査共助法18条1項)にも特定個人情報を提供できる。

しかし、施行令26条・別表7号と同11号、いずれにおいても、特定個人情報の提供が認められるのが税・社会保障・災害と関係する事例に限定されているわけではない。

また、これらの場合の特定個人情報の提供は憲法13条との関係で重要な問題となると思われるにも関わらず、この問題に関する議論が国会での審議過程においてなされていたわけでもない。

施行令・別表9号について述べたところと同様に、少年法や国際捜査共助法上の措置に際しての特定個人情報の提供も個人情報保護委員会による監督権限規定の適用が除外される(マイナンバー法36条と施行令34条)べき場合とは考え難く、これらの場合の特定情報の提供もマイナンバー法19条14号の想定外と考えられる。

また、自己の特定個人情報がどのような情報を含み、それらがどのような場面で、どのような機関に提供されるかを予測することも困難であることもあり得ると思われる。それゆえ、施行令26条・別表7・11号も、マイナンバー法19条14号、ないしはマイナンバー法全体によって委任された範囲を超えており、憲法41条に反するかたちで、原告らの憲法13条によって保護されている権利を侵害しており、違憲・違法である。(甲35「3.」「(2)」「③」第3段落:17~18頁)

ウ 以上のように、施行令26条・別表9号は、特定個人情報が、税・社会保障・災害とは必ずしも関係しない場面において公安調査官に提供されることを認めている点で、個人情報の提供を「みだり」に行うことを禁じていないという意味で憲法13条に反し、また、マイナンバー法によって委任されている範囲を超えるものでもあるため、マイナンバー法19条14号と憲法41条に違反する。

同様に、施行令 26 条・別表 7・11 号もマイナンバー法 19 条 14 号、  
ないしは、マイナンバー法全体によって委任された範囲を超えており、マ  
イナンバー法と憲法 41 条に反しており、原告らの憲法 13 条によって保  
護されている権利を侵害する場合も考えられる。(甲 35「3.」「(2)」「③」  
第 4 段落：18 頁)

エ なお、施行令 26 条・別表 12 (暴力団員による不当な行為の防止等に  
関する法律 (平成三年法律第七十七号) 第三十三条第一項の規定による報  
告若しくは資料の提出の求め又は立入検査が行われるとき)・13 (国際的  
な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るため  
の麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律 (平成三年法律第九十  
四号) 第二十一条の規定による共助が行われるとき)・15 (不正アクセス  
行為の禁止等に関する法律 (平成十一年法律第二百二十八号) 第九条第一項  
の規定による申出が行われるとき。)・16 (組織的な犯罪の処罰及び犯罪  
収益の規制等に関する法律 (平成十一年法律第三百三十六号) 第五十九条第  
一項又は第二項の規定による共助が行われるとき)・17 (無差別大量殺人  
行為を行った団体の規制に関する法律 第七条第一項、第十四条第一項若し  
くは第二十九条の規定による調査、同法 第七条第二項若しくは第十四条第  
二項の規定による立入検査又は同法 第十二条第一項の規定による処分の請  
求が行われるとき)・24 号 (国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律  
(平成十九年法律第三十七号) 第二条第四号に規定する証拠の提供、同条  
第十号に規定する執行協力又は同法 第五十二条第一項に規定する管轄刑事  
事件の捜査に関する措置が行われるとき)にも、上記と同様の問題がある。

第 3 マイナンバー法 19 条 14 号自体が憲法 13 条、憲法 41 条に違反するこ  
と

仮に、マイナンバー法施行令 26 条・別表各号が、マイナンバー法 19 条 14 号による委任の範囲を超えないとしても、マイナンバー法 19 条 14 号自体が憲法 13 条、憲法 41 条に違反すると考える。

- 1 すなわち、先にも述べた通り、税務調査上の質問等がなされる件数は犯則調査と比べて極端と言えるほどに多くなっている。そのため、税務調査の場面でも特定個人情報の提供を認めるかは、マイナンバー制度における重要な決定事項であるはずである。にもかかわらずマイナンバー法 19 条 14 号がその決定を政令に委ねているのであれば、それ自体が憲法 41 条に違反していると言える。

また、施行令 26 条・別表 8 号がマイナンバー法による委任の範囲内なのだとすると、犯則調査以外の調査の場面においても特定個人情報の提供をマイナンバー法 19 条 14 号自体が容認していることにもなる。

しかし、マイナンバー法 19 条 14 号が租税部門での調査の圧倒的多数を占める税務調査の場面でも特定個人情報の提供を認めていると解するのであれば、特定個人情報の提供を過度に広範に（「みだり」に）認めている点でマイナンバー法 19 条 14 号が憲法 13 条に反するとも考えられる。（甲 35「3.」「(3)」第 1 段落：19 頁）

- 2 同様に、公安・警察部門の措置との関係でも特定個人情報の提供を認める施行令 26 条・別表 7・9・11 号等がマイナンバー法による委任の範囲内なのだとすれば、マイナンバー法 19 条 14 号がそうした提供を認めていることになる。

しかし、この場合にも、特定個人情報が税や社会保障、災害の場面を超えて公安・警察目的でも提供されることをマイナンバー法自体が容認していることになる。

そうであるならば、特定個人情報が「みだり」に提供されるおそれがあり、また、特に、自己の特定個人情報が公安調査官に提供されたり、国際警察機構

からの共助の要請に際して提供されたりしたかもしれない（もしくは、されるかもしれない）との疑念が生じることは、個人の日々の行動に際して「萎縮効果」を発生させるおそれもあり、これがマイナンバー法19条14号に起因するものとなり、マイナンバー法19条14号の規定自体が憲法13条違反となるということにもなるだろう。（甲35「3.」「(3)」第2段落：19頁）

- 3 また、少年法、破壊活動防止法、国際捜査共助法といった、税・社会保障・災害とは必ずしも強く関係していない場面での調査等での特定個人情報の提供が、いずれも「その他政令で定める公益上の必要があるとき」に含まれるのだとすれば、マイナンバー法19条14号の「その他政令で定める公益上の必要があるとき」との委任があることで、公益上の必要があるとさえすれば、法改正によらなくても政令で規定することでいかなる場面でも特定個人情報を提供できることになり、一種の「白紙委任」となる。

しかし、国会を国の唯一の立法機関であるとする憲法41条は、立法者による個別具体的な委任を求めていると考えられている。もし、マイナンバー法19条14号の「その他政令で定める公益上の必要があるとき」との委任が個別具体的な内容を含んでいないのであれば、それは憲法41条に反すると言わざるを得ない。（甲35「3.」「(3)」第3段落：19頁）

- 4 以上のように、施行令26条の別表8号がマイナンバー法19条14号による委任の範囲内なのであれば、マイナンバー法19条14号は税務調査での特定個人情報の提供も認めることで、個人情報「みだり」に提供・利用等されることを容認するものとして憲法13条に、この場合の提供の可否という重要な決定を政令に委ねてしまっているのであれば憲法41条に反するものとなる。

また、施行令26条・別表7・9・11-13・15-17・24号がマイナンバー法19条14号による委任の範囲内なのであれば、特定個人情報が「みだり」に提供されるおそれを生じさせ、また、本人に対して萎縮効果を発生させるものとして、マイナンバー法19条14号自体が憲法13条違反となる。

加えて、施行令26条・別表7・9・11-13・15-17・24号がマイナンバー法19条14号による委任の範囲を超えていないのだとすると、「その他政令で定める公益上の必要があるとき」との委任は政令への白紙委任となり、マイナンバー法19条14号の「その他政令で定める公益上の必要があるとき」との部分憲法41条に反することになる。

つまり、ここで挙げた施行令26条・別表各号がマイナンバー法19条14号による委任の範囲内であると結論づけるならば、マイナンバー法19条14号の違憲性を審査しなければならなくなるのである。

そして、その場合にはマイナンバー法19条14号が違憲とされるべきであると本意見書が考えていることは既に述べた通りである。(甲35「3.」「(3)」第4段落：19～20頁)

#### 第4 その他(憲法上の問題点について判断回避することは許されないこと)(甲35「3.」「(4)」第2段落：20～21頁)

- 1 なお、施行令26条との関係での憲法上の問題は、例えば、原告らの特定個人情報実際に公安調査官などに提供された際に争われるべきもののように思われるかもしれない。

しかし、マイナンバー法19条14号によって特定個人情報が提供される際には情報提供ネットワークシステムによる必要はないことになっており、そうした提供があってもマイナンバー法23条に基づく記録義務は発生しない。そのため、本人はマイナポータルを見ても自身の特定個人情報が公安調査官などに提供されているかを知ることはできず、それを知るためには、個々の情報保有機関単位で開示請求を行わなければならない、その際にはそれらの機関に情報提供の記録があるかが不明なままに請求を行うことを強いられる。

さらに、マイナンバー制度の下で扱われる特定個人情報がプライバシー性の高い情報となると見込まれるにもかかわらず、その下での自己情報の開示請求

について、マイナポータルで確認できる場合の他にはマイナンバー法が特別の規定をしているわけでもない。

そうした点で、原告らのような者が施行令 26 条に基づいて特定個人情報が「みだり」に提供されたことを知り、場合によっては違法な情報提供によって生じている権利侵害に対する防御・救済を求めることは極めて難しい。

それゆえ、本人が施行令 26 条の問題を具体的な事件において争うことは極めて難しく、本件において裁判所の見解が示されなければならない。

- 2 他方で、少年法の下での調査の場面での特定個人情報の提供（施行令 26 条・別表 7 号）に原告らが直接関係することはほとんど考えられないが、上でも述べたように、施行令 26 条・別表 7 号の理解次第ではマイナンバー法 19 条 14 号自体が違憲・無効となる可能性があるため、施行令 26 条・別表 7 号の法的内容や合憲性・合法性は原告らと無関係な問題ではない。そのため、施行令 26 条・別表 7 号についての判示も必要である。

## 第 5 まとめ

以上のとおり、マイナンバー法施行令 26 条・別表各号は、マイナンバー法 19 条 14 号による委任の範囲を超え、憲法 13 条、憲法 41 条に違反する。

また、仮に、マイナンバー法施行令 26 条・別表各号が、マイナンバー法 19 条 14 号による委任の範囲を超えないとしても、マイナンバー法 19 条 14 号自体、政令により個人情報が「みだり」に提供・利用等されることを容認するものとして憲法 13 条に、重要な決定を政令に委ねてしまっている（白紙委任）ものとして憲法 41 条に違反する。

以上